

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月18日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	武蔵村山市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.musashimurayama.lg.jp/shisei/torikumi/mynumber/index.html

執行機関名 武蔵村山市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	武蔵村山市奨学資金条例(昭和47年武蔵村山市条例第21号)による修学上必要な学資金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1 第3の項 武蔵村山市奨学資金条例(昭和47年武蔵村山市条例第21号)による修学上必要な学資金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	武蔵村山市奨学資金条例(昭和47年武蔵村山市条例第21号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、武蔵村山市内(以下「市内」という。)に住所を有する者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校若しくは高等専門学校又は特別支援学校の高等部(以下「高等学校」という。)に在学し、向学心旺盛にして、かつ、経済的理由により修学困難なものに対して、修学上必要な学資金(以下「奨学金」という。)を支給し、もって有用な人材を育成することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		武蔵村山市奨学資金条例 武蔵村山市奨学資金条例施行規則